

第12回

読谷村農業委員会会議録

第12回 読谷村農業委員会総会 議事録

開催年月日		令和3年7月28日（水）			
開催時刻		14時00分 開会 15時30分 閉会			
開催場所		読谷村文化センター 中ホール			
農業委員の出欠状況		出席者8名 欠席者2名			
議席 番号	氏名	摘 要	議席 番号	氏名	摘 要
1番	伊波 正景	出	6番	知花 勝也	欠
2番	屋宜 清	出	7番	知花 竜	欠
3番	上地 和豊	欠	8番	知花 毅	欠
4番	與久田 一徳	出	9番	真栄田 武	出
5番	比嘉 健二	出	10番	比嘉 幸男	出
農地利用最適化推進委員の出欠状況（新型コロナウイルス対策の為不参加）					
氏名		摘 要	氏名		摘 要
知花 勝			仲村渠 英正		
津波 宏			比嘉 豊彦		
上地 邦彦			棚原 靖		
比嘉 光雄			江田 守恭		
議事録署名委員		5番 比嘉 健二 9番 真栄田 武			
事務局職員		局長 新垣 功 係長 當山 元進 山内 達也			
議事参与者					

議事日程

日程1	会議録署名委員の指名について
日程2	会期の決定について
日程3	会長諸般の報告
日程4	報告第7号 農地転用許可指令の接受について
日程5	議案第36号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程6	議案第37号 農地法第4条の規定による許可申請について
日程7	議案第38号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程8	議案第39号 非農地証明願いについて
日程9	議案第40号 農用地利用集積計画（案）に係る意見決定について
日程10	議案第41号 読谷村農地パトロール実施要領（案）の制定について

事務局

定刻になりましたので、令和３年度第12回読谷村農業委員会総会を開催します。まず今日の出席状況について報告いたします。

議席番号３番上地和豊委員、議席番号６番知花勝也委員、議席番号７番知花 竜委員、議席番号８番知花 毅委員のほうから欠席との連絡を受けております。10名中４名の欠席となっております。農業委員会等に関する法律第27条第３項及び読谷村農業委員会会議規則第11条に規定される、会議の成立要件である過半数の出席が認められましたので、本総会が成立していることを御報告申し上げます。

議事進行につきましては、比嘉会長にお願いいたします。

議長

皆さん、こんにちは。では、これより第12回読谷村農業委員会総会を始めたいと思います。

- 日程１．会議録署名委員の指名について —
- 日程２．会期の決定について —
- 日程３．会長諸般の報告について —

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしと認め、会期は本日１日限りに決定しました。

それから、新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、本総会は農業委員のみで開催をしております。開催についても、できるだけ時間を短縮するために現地確認は事前に農業委員と事務局で済ませております。審議につきましては、審議の内容に関連性のない御発言は御遠慮いただき、簡潔明瞭をお願いをしたいと思います。

それでは議事を進行します。

日程４の報告第８号 農地転用許可司令の接受について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案書２ページをお開きください。

報告第８号 農地転用許可司令の接受について。

議長

ただいま事務局より報告がありました。報告ですので、質問がなければ進行しますが、よろしいでしょうか。

では日程５の議案第42号 農地法第３条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より提案理由の説明をお願いします。

	す。
事務局	議案書 5 ページをお開きください。 議案第42号 農地法第 3 条の規定による許可申請について。
議長	ただいま議案第42号 農地法第 3 条の規定による許可申請についての提案理由の説明がございました。この議案の審議につきましては、事務局が写真を掲載しておりますので、現地調査を省略し、質疑、採決を行ってまいります。 これより審議に入ります。受付番号 1 番について審議します。まず、現地を確認した委員の御意見ををお願いします。
委員（9 番）	9 番、真栄田です。申請人は他の畑も耕作しており、何ら問題はないと考え、許可相当でお願いします。
議長	真栄田委員のほうからは許可相当の御意見であります。ほかの委員からの御意見等がありましたら、お願いしたいと思います。
委員（4 番）	確認ですけど10ページ。構成員数は。
事務局	すみません。10ページの営農計画書ですね。鉛筆書きしていたのを消し忘れておりまして、申し訳ございません。2 名です。上の 694 も併せて消していただきまして、すみませんでした。消し忘れをそのまま印刷してしまいました。申し訳ございません。
議長	ほかに何か意見がある方はいらっしゃいますか。
委員（2 番）	枠の下に受付番号①と②及び③と④は、それぞれ譲受人が同じであるため、まとめて整理するとありますよね。①と②というのはどこですか。
事務局	何ページですか。2 ページ。ごめんなさい。これも消し忘れですね。許可基準適合表 3 条の障害です。一番下のほうにですね、受付番号①と②及び③と④です。ごめんなさい。

委員（２番）	これは削除でいいですか。
事務局	そうです、以後気をつけます。
議長	では進行してよろしいですか。 では質疑を終結し、これより採決を行います。受付番号１番については、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。 （「異議なし」の声あり）
議長	異議なしと認め、受付番号１番は原案のとおり決定しました。 次に日程６の議案第４３号 農地法第５条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より提案理由の説明をお願いします。
事務局	議案書１１ページをお開きください。 議案第４３号 農地法第５条の規定による許可申請について。
議長	ただいま議案第４３号 農地法第５条の規定による許可申請についての提案理由の説明がございました。これより受付番号順に審議を行ってまいります。まず受付番号１番の審議について、現地を確認した委員の御意見ををお願いします。
委員（９番）	９番、真栄田です。受付番号１番は第一種低層住居専用地域にあり、周りには住宅が建っており、許可基準適合表もクリアしているので、許可相当としてお願いします。
議長	許可基準適合表もクリアして許可相当の御意見でありました。ほかの委員は御意見等ございませんでしょうか。 （「異議なし」の声あり）
議長	異議なしということで、進行したいと思います。 質疑を終結し、これより採決を行います。受付番号１番については、御意見のとおり許可相当で決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、受付番号1番は許可相当で進達することに決定しました。

次の審議に入ります。受付番号2番について、現地を確認した委員の御意見ををお願いします。

委員(9番)

9番、真栄田です。伺いたいのですが、許可基準適合表、これは今回はそのままでいいですか。

事務局

はい。

委員(9番)

はい、分かりました。受付番号2番、許可基準適合表がクリアしない部分がありますので不許可でお願いします。

議長

真栄田委員からは不許可相当の意見であります。ほかの委員は御意見について、何か質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長

それでは質疑を終結し、これより採決を行います。受付番号2番については、御意見のとおり不許可相当で決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、受付番号2番は不許可相当で進達することに決定しました。

続いて受付番号3番の審議に入ります。まず、現地を確認した委員の御意見ををお願いします。

委員(2番)

2番、屋宜です。受付番号3番につきましては、申請地は住宅地ですが許可基準適合表がクリアできていないので不許可相当でお願いいたします。

議長	これについて事務局から何かないですか。
事務局	補足説明いたします。今回は転用面積が194.47平米ですが、元々の地番が513平米です。都市計画課に確認すると開発に伴う手続が必要と回答頂きました。まだ都市計画課のほうに提出されておられませんので、許可基準適合表はバツのままでお願いいたします。
議長	比嘉委員のほうからは許可基準適合表がまだ示されていないということで、不許可相当のまとめでありました。ほかの委員からの御意見はございませんでしょうか。 (「なし」の声あり)
議長	なければ進行したいと思います。 では質疑を終結し、これより採決を行います。受付番号3番については、御意見のとおり不許可相当で決定することに御異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認め、受付番号3番については不許可相当で進達することに決定しました。 次の審議に移ります。受付番号4番から7番は読谷西部地区となりますので、一括して審議を行います。まず、現地を確認した委員の御意見をお願いします。
委員（5番）	5番、比嘉です。この申請地は住宅地として整備されて、読谷西部地区改良区の非農地指定区域であることから問題もなく、許可基準適合表もクリアしているので許可相当でお願いいたします。
議長	比嘉委員のほうから許可相当の御意見であります。ほかに事務局から何かありませんか。
事務局	補足です。受付番号4番と5番、この2筆を一体利用するということで、譲受人から申請があります。こちらは今まで住宅地域とし

て整備してきた部分でありまして、今回のところ1階部分がケア施設、2階が居住スペースです。居住型の介護施設といった申請です。また、建物の規模も2階建てで建築面積が219平米ということで、建物の規模的にもこの地域の周辺の住宅とほぼ同規模でございますので、特に問題はないと思います。今までも住宅の一室をマッサージルームとして展開するということで許可を受けた箇所も、同じ読谷西部地区でございますので、今まで許可を受けた案件と同様と事務局としては考えています。

議長

ほかに御意見ありませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

議長

では進行していきます。

質疑を終結して、これより採決を行います。受付番号4番については、御意見のとおり許可相当で決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、受付番号4番については許可相当で進達することに決定しました。

続いて受付番号5番も許可相当で決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、受付番号5番は許可相当で進達することに決定しました。

続いて受付番号6番も許可相当で決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長	異議なしと認め、受付番号6番は許可相当で進達することに決定しました。 続いて受付番号7番も許可相当で決定することに御異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認め、受付番号7番は許可相当で進達することに決定しました。 次の審議に移ります。受付番号8番について、現地を確認した委員の御意見をお願いしたいと思います。
委員(5番)	5番比嘉です。この申請地は周辺を原野や墓、住宅に隣接し、墓地建築のために農用地域から除外されたため、問題もなく許可基準適合表もクリアしているので許可相当でお願いいたします。
議長	比嘉委員のほうからは許可基準適合表もクリアして、何ら問題ないということで許可相当の御意見でありました。ほかの委員からの御質疑等がありましたら、お願いしたいと思います。 (「なし」の声あり)
議長	では質疑もないようですので進行します。 質疑を終結し、これより採決を行います。受付番号8番は、御意見のとおり許可相当と決定することに御異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認め、受付番号8番は許可相当で進達することに決定しました。 次の審議に移ります。受付番号9番について、現地を確認した委員の御意見をお願いいたします。
委員(9番)	9番、真栄田です。受付番号9番は許可基準適合表がクリアされておらず、不許可でお願いします。

議長

真栄田委員のほうからは許可基準適合表がクリアされていないということで不許可相当の御意見であります。ほかの委員からの御質疑がありましたらお願いしたいと思います。なければ進行してよろしいですか。

(「はい」の声あり)

議長

では質疑を終結し、これより採決を行います。受付番号9番は御意見どおり不許可相当と決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、受付番号9番は不許可相当で進達することに決定しました。

次の審議に移ります。受付番号10番について、現地を確認した委員の御意見ををお願いします。

委員(5番)

5番、比嘉です。この申請地は住宅地として整備された読谷西部土地改良区の非農地設定区域であることから、問題はなく許可基準適合表もクリアしているので許可相当でお願いいたします。

議長

比嘉委員からは許可相当の御意見であります。ほかの委員からの御意見等がありましたらお願いしたいと思います。

(「なし」の声あり)

議長

なしの声ですので進行したいと思います。

質疑を終結し、これより採決を行います。受付番号10番は御意見のとおり許可相当で決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、受付番号10番は許可相当で進達することに決定しました。

次の審議に移ります。受付番号11番と12番は関連しますので、ま

とめて審議をしたいと思います。まず、現地を確認した委員の御意見ををお願いします。

委員（９番） ９番、真栄田です。受付番号11番、12番においては第一種低層住居専用地域にありました。許可基準適合表がクリアしておらず不許可をお願いします。

議長 真栄田委員からは、許可基準適合表がクリアされていないということで不許可相当の御意見ですが、事務局より説明はありますか。

事務局 説明いたします。道路と駐車場との２筆計画になっております。このような形で一体利用する場合で、合わせると500平米を超えるので都市計画課への提出が必要となりますが、都市計画課のほうとはまだ未提出の状態となっておりますのでバツのままをお願いいたします。

議長 事務局からは都市計画課のほうではまだバツの状態ということで、不許可相当の御意見が真栄田委員からありましたので、ほかの委員からの御質疑はありませんでしょうか。

（「なし」の声あり）

議長 なしの声ですので進行したいと思います。
質疑を終結し、これより採決を行います。受付番号11番は御意見のとおり不許可相当で決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認め、受付番号11番は不許可相当で進達することに決定しました。
続いて受付番号12番も不許可相当で決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長	異議なしと認め、受付番号12番は不許可相当で進達することに決定しました。 次の審議に移ります。受付番号13番について、現地を確認した委員の御意見ををお願いします。
委員（2番）	2番、屋宜です。申請地は学校や保育所が隣接する宅地ではあるのですが、許可基準適合表でバツとなります。
事務局	都市計画課のほうには窓口で相談はあったそうです。ただそれ以外で資料などが来ていないので、許可基準適合表はバツのままでお願いいたします。
委員（2番）	それでは、今は不許可でお願いします。
議長	屋宜委員のほうからは都市計画課のほうでは、現時点ではクリアされていないということで不許可相当の御意見であります。ほかに御質疑はないでしょうか。なければ進行したいのですが。
	（「はい」の声あり）
議長	では質疑を終結し、これより採決を行います。受付番号13番は御意見のとおり不許可相当と決定することに御異議ございませんか。
	（「異議なし」の声あり）
議長	異議なしと認め、受付番号13番は不許可相当で進達することに決定しました。 次の審議に移ります。受付番号14番について、現地を確認した委員の御意見ををお願いします。
委員（9番）	9番、真栄田です。受付番号14番は第一種低層住居専用地域にあり、周りも木々が立っており許可基準適合表もクリアしているので、許可相当でお願いします。

議長

真栄田委員のほうからは許可相当の御意見であります。ほかの委員からの御質疑等がありましたらお願いしたいと思います。

(「なし」の声あり)

議長

なしの声ですので進行します。

質疑を終結し、これより採決を行います。受付番号14番は御意見のとおり許可相当で決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、受付番号14番は許可相当で進達することに決定しました。

以上で第5条の1番から14番については全て審議が終わりましたので、次に進行したいと思います。

日程7の議案第44号 農地転用事業計画変更承認申請についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局

議案書15ページをお開きください。

議案第44号 農地転用事業計画変更承認申請について。

議長

ただいま議案第44号 農地転用事業計画変更承認申請についての提案の説明がございました。この案件は先ほど審議した議案第43号、第5条申請の受付番号1番と関係しております。5条申請は許可相当と決定しましたので、承認相当でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、受付番号1番については原案どおり決定しました。

次に日程8の議案第45号 非農地証明願いについて議題とします。事務局より提案理由の説明をお願いします。

事務局

議案書16ページをお開きください。

議案第45号 非農地証明願いについて。

議長	ただいま議案第45号 非農地証明願いについての提案の説明がございました。 これより審議に入ります。受付番号1番について、現地を確認した委員の御意見ををお願いします。
委員（9番）	9番、真栄田です。受付番号1番の土地は第一種低層住居専用地域にあり、なお傾斜地になっておりますので農地性は全くないかと思えます。それによって証明相当だと思います。
議長	1番については、真栄田委員のほうからは証明相当の御意見であります。ほかに委員からの御意見等がありましたらお願いしたいと思います。 （「なし」の声あり）
議長	なしの声ですので進行します。 では質疑を終結し、これより採決に入ります。受付番号1番については御意見のとおり証明相当で決定することに御異議ございませんか。 （「異議なし」の声あり）
議長	異議なしと認め、受付番号1番は証明相当と決定しました。 次の審議に入ります。受付番号2番から5番については一括して審議を行います。まず、現地を確認した委員の御意見ををお願いします。
委員（9番）	9番、真栄田です。受付番号2番から5番までの土地は長浜吹出原の斜面になっており、農地性が全く見受けられないと。よって証明相当でお願いします。
議長	真栄田委員のほうからは農地性が全くないということで証明相当の御意見であります。ほかの委員からの御質疑等がありましたらお願いしたいと思います。

議長

（「なし」の声あり）
なしの声ですので進行したいと思います。
では質疑を終結し、これより採決に入ります。受付番号２番については証明相当で決定することに御異議ございませんか。

議長

（「異議なし」の声あり）
異議なしと認め、受付番号２番は証明相当と決定しました。
続いて受付番号３番についても証明相当で決定することに御異議ございませんか。

議長

（「異議なし」の声あり）
異議なしと認め、受付番号３番は証明相当と決定しました。
続いて受付番号４番についても証明相当で決定することに御異議ございませんか。

議長

（「異議なし」の声あり）
異議なしと認め、受付番号４番は証明相当と決定しました。
続いて受付番号５番についても証明相当で決定することに御異議ございませんか。

議長

（「異議なし」の声あり）
異議なしと認め、受付番号５番は証明相当と決定しました。
次の審議に入ります。受付番号６号について、現地を確認した委員の御意見をお願いします。

委員（９番）

９番、真栄田です。受付番号６番の土地周辺は畑、墓、住宅に囲まれており雑草が生い茂った農地としては困難だと思います。

事務局

補足します。この土地の周辺を道路が通る住宅地域という形で計画があります。今のところ、ここに対して具体的な何らかの計画はないのですが、相談を受けた当初から返還された軍用地跡地利用計

画があります。地区計画が制定されているので、今後利用するときはそれに沿うような形でお願いしますと。内容については都市計画課のほうに確認してくださいということはしっかり伝えてありますので、そこは問題ないかと思います。

委員（９番） それでしたら証明相当でお願いいたします。

議長 現地を確認した真栄田委員のほうからは、農地性が全くないということで、証明相当の御意見を伺いました。ほかの委員からの御意見がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

議長 なしの声ですので進行します。

では質疑を終結し、これより採決に入ります。受付番号６番については、御意見のとおり証明相当で決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認め、受付番号６番は証明相当と決定しました。

次の審議に入ります。受付番号７番について、現地を確認した委員の御意見をお願いしたいと思います。

委員（９番） ９番、真栄田です。受付番号７番の土地の周辺は墓、原野に囲まれており、なお８平米と非常に狭い土地であるために農地性がないと認め、証明相当でお願いします。

議長 現地を確認した真栄田委員のほうからは、農地性もなく証明相当の御意見であります。ほかの委員からの御意見がありましたらお願いしたいと思います。

（「なし」の声あり）

議長

なしの声ですので進行します。

質疑を終結し、これより採決に入ります。受付番号7番については、御意見のとおり証明相当で決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしと認め、受付番号7番は証明相当と決定しました。

非農地証明に係る現地確認調査書の記載については、事務局に委任することよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

議長

異議なしと認め、そのようにいたします。

次に、日程9の議案第46号 農用地利用集積計画（案）に係る意見決定についてを議題とします。事務局より提案理由の説明をお願いします。

事務局

議案書25ページをお開きください。

議案第46号 農用地利用集積計画（案）に係る意見決定について。

議長

ただいま議案第46号 農用地利用集積計画（案）に係る意見決定についての提案理由の説明がございました。これより質疑を行います。質疑のある方はお願いしたいと思います。

（「進行」の声あり）

議案

進行の声ですので進行します。

では質疑を終結し、採決を行います。ただいま議題となっております議案第46号 農用地利用集積計画（案）に係る意見決定につきましては、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしと認め、議案第46号は原案のとおり決定されました。
日程1から日程9まで終了しましたので、議決事項における議事
整理については会長に一任することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしと認め、会長に一任されました。
皆さんの御協力の下、第12回総会は無事終了しましたので、御礼
を申し上げます。
それではこれにて閉会します。